第 920 号

(2-2)



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1997年) 平成9年 9月29日 月曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

^企無償で貸している資産の維持管理費用

○ :私は、アパートを建築し、これを私の同族法人に一括して貸し付けています。この同族法人は賃貸料収入を得ていますが、欠損法人であるため、私との賃貸借は無償としています。

この場合、アパートの固定資産税等を、私 のアパート以外の不動産賃貸による収入から 控除してもよいでしょうか。

A:アパートの固定資産税等を、アパート 以外の不動産賃貸による収入から控除するこ とはできません。

【解説】

不動産所得を生ずべき業務の用に供されて いる資産とは、相当な対価を得て貸し付けら れているものと考えられています。

ご質問のような場合には、使用貸借と考え られますから、アパートについては不動産所 得を生ずべき業務の用に供されている資産に は該当しないことになります。

したがって、アパートの固定資産税や減価 償却費等の維持管理費用等をアパート以外の 不動産賃貸による収入から控除することはで きないことになります。

なお、貸付資産の公租公課に相当する金額 以下の地代又は家賃をもらっている場合にも、 賃貸借ではなく、使用貸借と考えられていま すので、取扱いは上記と同じになります。

